

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付事業の主な流れ

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付を申請するには、団体登録が必要となります。団体登録する際は下表の事項を確認の上、提出書類を添えて申請をしてください。

1 団体登録の申請

(1) 申請時の確認事項

1	郡山市内在住者を含む3名（3世帯）以上の団体を作り、飼い主のいない猫への管理（給餌、給水、排泄物の処理、周辺の掃除等）を近隣に迷惑を掛けずに行うことが出来ますか？	はい	いいえ
2	その団体の代表者は決まりましたか？	はい	いいえ
3	団体が飼い主のいない猫を管理する対象地区は決まりましたか？ (※対象地区は郡山市内に限ります)	はい	いいえ
4	団体が管理する飼い主のいない猫への給餌場所と給餌方法は決まりましたか？ その給餌場所の土地管理者には設置の同意を得ていますか？	はい	いいえ
5	団体が管理する飼い主のいない猫への猫用トイレ場所と管理方法は決まりましたか？ その猫用トイレを設置する土地管理者には設置の同意を得ていますか？	はい	いいえ
6	団体は飼い主のいない猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組みますか？	はい	いいえ
7	団体は飼い主のいない猫を含め動物を好ましく思わない人の立場を尊重し取り組みますか？	はい	いいえ
8	団体は不妊去勢手術の実施により、市内における飼い主のいない猫の減少に取り組めますか？	はい	いいえ
9	団体は飼い主のいない猫について地域の実情に応じて取り組みますか？	はい	いいえ
10	団体は飼い主のいない猫の管理については虐待行為、不適正な給餌行為等と誤解されることのないよう、地域住民の理解を得られるよう心掛けられますか？	はい	いいえ

11	団体は飼い主のいない猫の保護その他猫を直接に取り扱う際は、虐待とならないように注意するとともに、周りの人の安全にも注意することが出来ますか？	はい	いいえ
12	団体は飼い主のいない猫の管理として必要に応じて排泄物による被害の防止、被害状況の把握に努めることが出来ますか？	はい	いいえ
13	団体は飼い主のいない猫の管理等で私有地等に立ち入る際は、管理者の了承を得てから入ることは出来ますか？	はい	いいえ

(2) 提出書類

①飼い主のいない猫対策団体登録申請書

「[郡山市飼い主のいない猫対策要領（第1号様式）](#)」

②団体代表者の振込先口座（預金通帳の写し）

③給餌及び猫用トイレ設置場所の地図（設置場所の土地管理者から設置の同意を得ていること）。

注意事項 書類が提出された後、飼い主のいない猫の給餌及び猫用トイレ設置場所等について担当職員が確認するために訪問する場合があります。また、設置場所や管理方法に不備がある場合は、団体の登録ができない場合があります。

2 補助金交付申請

団体登録承認後、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助金交付の申請が出来ます。申請をする際は、下表の事項を確認の上、提出書類を添えて申請をしてください。

不妊去勢手術に関する事項			
1	不妊去勢手術は市内の動物病院（獣医療法第2条第2項に規定されている診療施設）で行いますか？	はい	いいえ
2	不妊去勢手術の予算額は決まっていますか？	はい	いいえ
3	不妊去勢手術の予定日は決まっていますか？	はい	いいえ
猫に関する事項			
4	不妊去勢手術をする猫は、市内に生息している所有者が不明な猫又は所有者が存在しない猫ですか？	はい	いいえ
5	不妊去勢手術をする猫の種類、毛色、性別、特徴はわかりますか？	はい	いいえ
6	不妊去勢手術をする猫の全体の写真を撮れますか？	はい	いいえ

手術費用の補助金交付について			
7	不妊去勢手術費の補助金交付額は対象経費の2分の1、補助限度額は雄猫1匹につき4千円、雌猫1匹につき8千円です。	同意しました	同意できません
8	不妊去勢手術費の補助金交付は、猫1匹につき1回です。	同意しました	同意できません
9	不妊去勢手術済みである目印として雄猫は右の、雌猫は左の耳介先端部の一部をV字型に切除（以下、サクラ耳）してください。	同意しました	同意できません
10	飼い主のいない猫が高齢、疾患等により完全に生殖能力を失ったと獣医師が診断した場合の手術費用及び既に手術を実施してある場合の麻酔等の処置は、補助金交付の対象外です。	同意しました	同意できません

(2) 提出書類

①事業計画書

「[郡山市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付実施要綱（第1号様式）](#)」

②収支予算書

「[郡山市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付実施要綱（第2号様式）](#)」

③不妊去勢手術を行う猫の全体写真（手術前）

3 実績報告

不妊去勢手術の実績報告に基づき補助金交付となります。報告期限がありますので、遅れずに下表の事項を確認の上、提出書類を添えて報告をお願いします。

(1) 実績報告の確認事項

1	不妊去勢手術が完了したときは、完了日から30日以内又は手術が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、実績を報告してください。	同意しました	同意できません
2	不妊去勢手術後、飼い主のいない猫を手術実施前の生息場所に戻すにあたっては、適正管理を図り、近隣住民の理解を得るように努めてください。	同意しました	同意できません

(2) 提出書類

①収支決算書

「[郡山市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱（第3号様式）](#)」

②不妊去勢手術を実施した動物病院の領収書の原本又は写し

③手術後にサクラ耳にした猫の全体写真（手術後）